

April 2008

中華人民共和国税制改正後の、みなし外国税額控除の適用継続について

I. 中国企業所得税税法施行に係る日中租税条約上の問題点

2007年3月16日の第10期全国人民代表大会第5回会議において、中華人民共和国企業所得税法("新法")が可決され、新法は2008年1月1日以降施行されている。日中租税条約は、みなし外国税額控除が手厚く規定されており、中国に投資する本邦居住法人にとって非常に有利な租税条約となっている。まず、中国子会社から受領する配当は、旧法において源泉徴収が免除されているにもかかわらず、中国合弁企業が支払う配当である場合には10パーセント、その他の配当である場合には20パーセントの税率で源泉徴収されたものとされる("みなし直接税額控除"、日中租税条約第23条第3項(a))。したがって、100%子会社から受取る配当については配当受領額の20%相当額のみなし外国税額控除を適用することが可能となっている。さらに、同条第4項(c)では、「中華人民共和国の経済開発を促進するための他の同様な特別奨励措置で両締約国の政府が合意するもの」に基づいて免除、軽減又は還付が行われなるとしたならば納付したとみなされる中国租税を本邦法人税から控除すると規定されている(みなし間接税額控除)。

この規定を受けて、平成 3 年 12 月 26 日に両締約国間で交換された書簡において、旧法第 7 条及び第 8 条等の規定は「同様な特別奨励措置」であることが合意されているが、新法について日中両国間で新たな合意がなければみなし間接税額控除は事実上廃止になるという懸念があった。

II. 両国合意の発表

この点に関して 2008 年 3 月 26 日に、財務省より以下のとおり発表された。

「中国の国内法改正に伴う 1991 年の交換公文に基づくみなし外国税額控除の取扱いについて、新法により旧法が定めていた租税優遇措置の継続適用が認められる限り、これまで同様、1991 年の交換公文で合意された租税優遇措置について我が国においてみなし外国税額控除が適用されることが、日中両国の税務当局間で確認されました。」

III. 具体的影響

財務省発表により、日中租税条約に基づくみなし外国税額控除は、新法施行に伴って直ちに全面的廃止される可能性はなくなった。しかしながら、「新法により旧法が定めていた租税優遇措置の継続適用が認められる限り」とあるように、みなし外国税額控除の継続適用が認められるのは、旧法に基づいて与えられた軽減・免除に限られ、新法に基づく新規の軽減・免除は、みなし外国税額控除の恩典は受けられない可能性が高い。

「新法により旧法が定めていた租税優遇措置の継続適用が認められる場合」とは、新法の下記の条項を指していると考えられる。

本法第五十七条 本法公布前に設立批准許可を受けた企業は、当時の税法法律、行政法規の規定に従って低税率優遇を享受し、国務院の規定に基づいて本法実施後5年以内に逐次本法規定の税率に移行する。定期減免税の優遇を享受する企業は、国務院の規定に基づいて本法実施後も引き続き満期まで享受することができるが、課税所得の未だ生じていないことから優遇未享受の企業に対しては、優遇は本法実施年度から起算するものとする。法律により設立された対外経済合作と技術交流の発展特定区域内、及び国務院が規定した特殊政策執行規定区域内に新たに設立される、国家が重点的に支持するハイテク企業は、移行的な税法優遇を享受することができ、具体的な弁法は国務院が定めるものとする。国家が既に確定したその他奨励類企業は、国務院の規定に従い減免税優遇を享受することができる。

実施細則第七十八条 税法第五十七条第一項に規定する低税率優遇を享受できる企業とは、税法執行前の法律、行政法規に従って18%、24%の区域性、業界性の低税率優遇及び地方所得税優遇を享受する企業を指す。税法第五十七条第一項に規定する定期的な減免・免税優遇とは、税法施行前の法律、行政法規に基づいて規定された各項定期的な減免・免税優遇を指す。

IV. 対策

従前は日中租税条約におけるみなし外国税額控除の適用を受けるために、中国子会社を日本親会社が直接保有するストラクチャーが主流であったが、旧法から継続適用される軽減・免除以外の、新法の規定による軽減・免除についてみなし外国税額控除が適用されない可能性が高く、税務の観点からは海外持株会社を経由した中国子会社の保有が有利になるケースも考えられる。

東京税務グループ

連絡先電話番号： 03-5157-2700

岡 龍太郎 税理士 marketing.tokyo@bakernet.com

(執筆者)

渡邊 幸則	弁護士、税理士
エドウィン・ワトラー	外国法事務弁護士
大河原 健	税理士
小林 真一	税理士
山本 英幸	弁護士、税理士、公認会計士
田口 和夫	税理士
徳永 匡子	税理士

Update my information

Baker & McKenzie GJBJ Tokyo Aoyama Aoki Koma Law Office (Gaikokuho Joint Enterprise) is a member of Baker & McKenzie International, a Swiss Verein.

Privacy Policy

In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner, or equivalent, in such a law firm. Similarly, reference to an "office" means an office of any such law firm.

This e-mail was sent by Tax Group,
Baker & McKenzie GJBJ
Tokyo Aoyama Aoki Koma Law
Office

If required, put the stationery disclaimer here.

www.bakernet.com

www.taalo-bakernet.com

Before you send e-mail to Baker & McKenzie, please be aware that your communications with us through this message will not create a lawyer-client relationship with us. Do not send us any information that you or anyone else considers to be confidential or secret unless we have first agreed to be your lawyers in that matter. Any information you send us before we agree to be your lawyers cannot be protected from disclosure.

If you wish to opt out of these communications, visit:

<http://bakerexchange.com/vtu/ZZa90S8463WX6775g84>
